

## いすみ市ふれあい農園貸付規程

### (目的)

第1条 この告示は、農業者以外の者が野菜や花等の栽培を通して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）の規定に基づき、いすみ市（以下「市」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施及び運営に関し必要な事項を定める。

### (貸付主体)

第2条 本貸付けは、市が実施するものとする。

### (貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及びいすみ市が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

### (貸付条件)

第4条 貸付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貸付期間は、1年間（当該年4月1日から翌年の3月31日まで）とする。ただし、貸付期間満了後引き続き貸付けを希望し、市長がこれを認めた時は、貸付期間の更新をすることができるものとする。
  - (2) 貸付に係る賃料は、1区画（50平方メートル）当たり年額6,000円とする。ただし、貸付期間に年度途中で貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、貸付けを受けた月を含め、月数に応じた額とする。
  - (3) 借受者は、原則として個人又は世帯で1区画とし、賃料を市の発行する納入通知書により指定の期日までに支払うものとする。
- 2 借受者は、貸付農地において次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。
- (1) 建物及び工作物を設置すること。
  - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
  - (3) 貸付農地を第三者へ転貸すること。
  - (4) 果樹、植木等多年生作物を栽培すること。
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、貸付農地及び周辺の環境に悪影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

### (募集の方法)

第5条 借受者は、市が発行する広報紙及びホームページ等による一般公募とし、残余区画が生じた場合は随時受け付けるものとする。

### (申込みの方法)

第6条 貸付を受けようとする者は、いすみ市ふれあい農園借受（更新）申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (選考の方法)

第7条 市長は、前条の規定により申込のあった者の中から貸付けの可否を決定し、その旨をいすみ市ふれあい農園貸付（更新）可否決定通知書（第2号様式）により通知する

ものとする。

2 申込をした者の数が募集をした数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するものとする。

(貸付農地の管理、運営等)

第8条 市長は、貸付農地及び施設の適切な維持及び管理を行い、借受者に対する作物の栽培等の指導を行うことができる。

(借受者の責務)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を遵守し、貸付農地の有効利用等に努めるものとする。

(1) 使用の際に出たビニール等のゴミは各自持帰り美化に努めること。

(2) 種苗、肥料、農具等に係る経費は、借受者の自己負担とする。

(貸付けの取り消し)

第10条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けを取消すことができる。

(1) 借受者から借受けを取り消す旨の申出があったとき。

(2) 正当な理由なく貸付農地の耕作を怠ったとき。

(3) 第4条の貸付条件その他この告示に定める事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により貸付けを取り消す場合は、いすみ市ふれあい農園貸付取消通知書(第3号様式)により、借受者に通知するものとする。

(貸付農地の返還)

第11条 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により貸付けを取り消されたときは、速やかに貸付農地を原状に回復し、市に返還しなければならない。

(損害への対応)

第12条 市は第4条に規定する貸付条件若しくは第10条に規定する貸付けの取消し又は天災、病虫害若しくは盗難その他の原因によって発生した農作物若しくは器材等の損害又は事故に対しては、その責めを負わないものとする。

2 借受者は、その責めに帰すべき理由により貸付農地及びその周辺の土地の土壌を汚染し、又は附帯施設を破損し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(賃料の不還付)

第13条 借受者が納めた賃料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 借受者の責めに帰さない理由により貸付けができなくなったとき。

(2) 市長が相当の理由があると認めたとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

別表

番号	所在	地番	地目	面積 (㎡)	貸付主体が新たに権利を取得するもの		貸付主体が既に権利を有している権利に基づくもの
					権利の種類	所有者 住所・氏名	権利の種類
1～60	いすみ市日在 字杓子川	1,647-1	畑	2,382	賃借権	いすみ市日在 1,787 斉藤久則	
	いすみ市日在 字杓子川	1,648	畑	2,366	賃借権	いすみ市日在 1,775 斉藤金男	
	いすみ市日在 字杓子川	1,649	畑	885	賃借権	いすみ市日在 1,771 斉藤康治(1/2) 斉藤貞子(1/2)	

別図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60